

平成 27 年度郷土芸能等提供事業要綱

(趣旨及び事業目的)

第 1 条 公益財団法人高知県観光コンベンション協会（以下「協会」といいます。）は、高知市内へのコンベンション及びスポーツ大会等の誘致を促進し、宿泊交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るために、高知市からの委託事業として「郷土芸能等提供事業」を予算の範囲内で実施するものとします。

(郷土芸能等提供事業)

第 2 条 郷土芸能等提供事業（以下、「提供事業」といいます。）の対象事業、提供内容及び提供数等については、別表 1 に定めるとおりとします。

(申 請)

第 3 条 郷土芸能等の提供を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、提供事業の対象となるコンベンション（以下、「コンベンション」といいます。）の開催予定日の 30 日前までに、次に掲げる書類を協会会長（以下「会長」といいます。）に提出してください。

- ア コンベンション開催支援申請書（第 1 号様式）
- イ 開催要綱
- ウ その他会長が必要と認める書類

(提供の決定と通知)

第 4 条 会長は、前条による申請が適当と認められたときは、その旨を申請者に「郷土芸能等提供通知書」をもって通知することとします。ただし、当該申請者が別表 2 に掲げるいずれかに該当する場合は除きます。

(変更申請等)

第 5 条 提供の決定を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合、以下の表に従って変更申請又は、変更届の提出を行ってください。

申請又は届出	内容	提出書類	提出期限
変更申請	提供数を増加させる場合	① コンベンション開催支援変更申請書（第 2 号様式） ② その他会長が必要と認める書類	コンベンション開催予定日の 30 日前まで

変更申請	提供数を減少させる場合、もしくは、提供事業を取消す場合	①コンベンション開催支援変更申請書（第2号様式） ②その他会長が必要と認める書類	コンベンション開催予定日の30日前まで（歓迎看板の場合は、看板設置予定日30日前まで） *上記を過ぎた場合、実費（歓迎看板の場合は、道路使用許可申請手数料を含む）を頂くことがあります。
	コンベンションが中止となる場合		
変更届	申請者に関する情報、コンベンション名、開催期間、開催場所等が変更となった場合	①コンベンション変更届（第2-2号様式） ②その他会長が必要と認める書類	決定次第、報告すること

（変更申請の承認と通知）

第6条 会長は、前条による変更申請が適当と認められたときは、変更を承認し、「コンベンション開催支援郷土芸能等提供変更通知書」をもって通知することとします。

（実績報告）

第7条 申請者は、申請したコンベンション終了後30日以内又は平成28年3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を会長に提出してください。

- ア コンベンション開催支援実績報告書（第3号様式）
- イ コンベンション宿泊確認書（第3-2号様式）
- ウ 宿泊施設による宿泊人数証明書(第3-3号様式)又は、県外参加者名簿による宿泊人数証明書（第3-4号様式）
*県外参加者名簿による宿泊人数証明書（第3-4号様式）の場合は、県外参加者名簿を添付してください。
- エ その他会長が必要と認める書類

（郷土芸能等提供事業者への支払）

第8条 会長は、実績報告に基づき、郷土芸能等提供事業者への支払いをするものとします。なお、高知市内の1日の宿泊数が別表1に定める宿泊者数に満たない場合は、提供対象とはなりません。

（取消）

第9条 提供の決定後においても、申請若しくは報告内容に虚偽が認められるときは、会長は当該提供の全部又は一部を取り消すことができることとし、既に提供が終了しているときは、その実費負担を求めることとします。

(検査等)

第10条 会長は、必要に応じて申請者に対し、コンベンションの実施状況について報告を求め、調査を行います。

(関係書類の整備)

第11条 申請者は、当該事業に係る経理の収支を明らかにし、帳簿及び証拠書類を平成28年4月1日から起算して5年間保存してください。

(アンケートの実施)

第12条 会長は、コンベンションの主催者・参加者に対しアンケートを実施することがあります。その際、参加者に対してはコンベンションの主催者よりアンケート記入を依頼し、用紙を配布・回収してください。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定めるものとします。

(附則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。